

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 24日

吹田市長 殿

提出者

住所 大阪府吹田市西御旅町5番8号

氏名 株式会社日本触媒 取締役常務執行役員

住田 康隆

電話番号 06-6317-2213

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社日本触媒 吹田地区研究所
事業場の所在地	大阪府 吹田市 西御旅町 5番8号
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙4，5のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙 4, 5 のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 4, 5 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 4, 5 のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 4, 5 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 4, 5 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙4, 5のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙4, 5のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】 別紙4, 5のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (年度) 実績】 別紙4, 5のとおり	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t
	(今後実施する予定の取組等)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項	自ら行う
----------	------------	------

単位:トン/年

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へ特別管理産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。
※数量に関しては、小数点以下3桁表示として記入してください。

別紙5（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	事業所全体が研究所のみとなっており、高分子合成、有機合成、触媒技術、医療系等の分野についての研究開発を行っている。
③従業員数	臨時員、派遣社員を含め 493人（6/1_現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） ・使用量（取扱量）の削減（特別管理産業廃棄物と特別管理産業廃棄物以外の分別を徹底）
②計画	（今後実施する予定の取組） ・使用量（取扱量）の削減（特別管理産業廃棄物と特別管理産業廃棄物以外の分別を徹底）

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・感染性廃棄物及び強酸・廃油・廃アルカリ・汚泥は、それぞれの保管場所を区分し、分別保管している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・引き続き分別保管する。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。

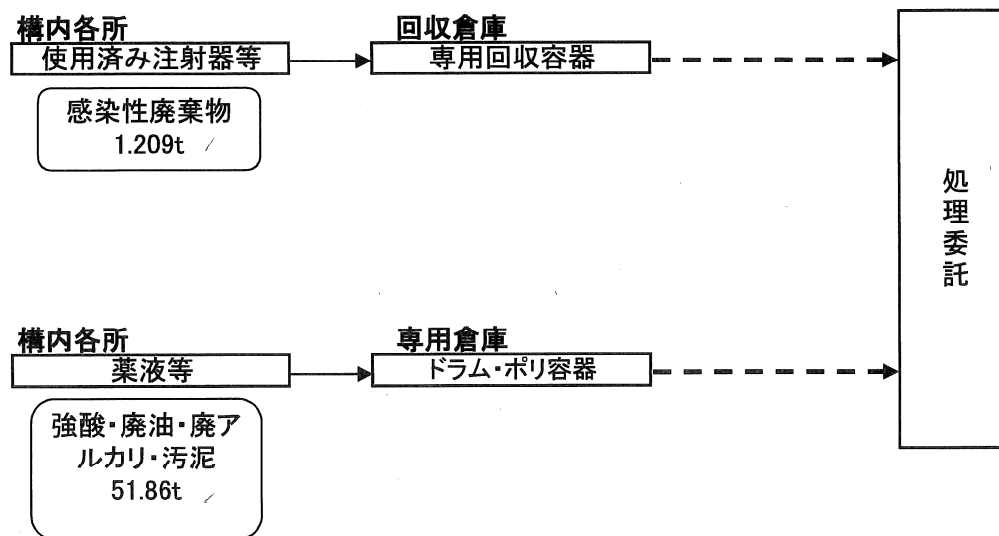
8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・産廃情報ネットや取引業者等からの情報を元に、委託基準として産廃処理業者の中で優良認定業者を主に選定し、定期的に処理状況の現地確認を行っている。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者から選定する。 ・委託処理業者に対して、定期的に処理状況の現地確認を引き続いて行う。

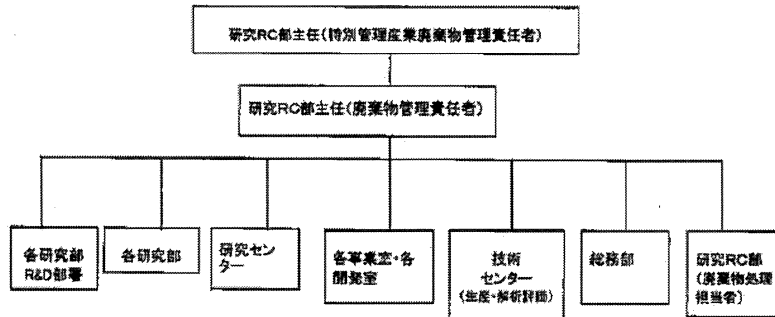
9 電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等) ・既に電子マニフェストは導入済である。今後も産業廃棄物排出については、全量電子マニフェストで対応で運用を行う。
----	---

〔産業廃棄物発生工程フロー〕



管理体制図の例



〔各部署の役割〕

統括責任者		レスポンス・ケア本部 研究RC部主任
廃棄物担当		組織名:研究RC部 部員:4人
役割	特別管理産業廃棄物 管理責任者 及び 廃棄物管理責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規則の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○特別管理産業廃棄物管理責任者の設置
	廃棄物処理担当者	○官庁関係への申請、報告及び届出業務 ○社外委託全般(契約、収集運搬、マニフェスト)の管理 ○法規制等の情報収集と各部署への提供 ○産業廃棄物保管場所の管理 ○吹田地区の廃棄物の把握と集計
	各職場責任者 又は 上記の部署	○自部署の廃棄物の分別、保管管理 ○廃棄物量の把握と記録及び保存 ○減量化、再利用の促進